

## 欧州特許庁・英国特許庁、 AIを発明者とする特許出願を却下

### ■ 概要

- ・2019年12月、欧州特許庁(EPO)および英国特許庁(UKIPO)は、出願人Stephen Thaler、発明者DABUS(AI)とする特許出願をそれぞれ却下。
- ・EPOは、2020年1月中旬に却下理由を公表予定。
- ・UKIPOは、“DECISION”(2019年12月4日付)において却下理由を説明。

### ■ Decision(UK)の要点

#### (1) AIが発明者となりえるのか？

- ・AIは発明者となりえない。
- ・特許法7条、13条では、発明者は「自然人」である旨規定する。過去の判例に鑑みても、これは確立した解釈である。

#### (2) AIが特許を受ける権利を譲渡できるのか？

- ・MachineであるAIは財産権を所有できない。
- ・AIは特許を受ける権利を譲渡できない。
- ・AIは、特許を受ける権利を有していないのであるから、特許を受ける権利の譲渡契約を締結しえない。
- ・特許法7条(2)及びその他の法律において、発明者であるAIを所有することで特許権が譲渡されることまでは規定されていない。
- ・たとえAIが発明者であることが認められたとしても、特許を受ける権利がAIの所有者に譲渡されるものではない。

#### (3) その他の見解

「特許制度は、発明公開の代償として独占権を付与し、発明を奨励する。AIが財産権を所有できないのであれば、どのようにして発明内容を公開するのか。この問題は、AIの所有者に特許権を付与することでしか解決されない。」と特許出願人が主張。これに対して、UKIPOのHearing Officer(H Jones)は、「AI発明の内容は、例えばインターネットなどの様々な方法によって公開可能。」との見解を示す。

UKIPO Decision: <https://www.ipo.gov.uk/p-challenge-decision-results/o74119.pdf>

### ■ 今後の展望

- ・現在、どの国の特許法も、AIを発明者とする特許出願に対応できていない。従って、当面は、どの国においても、AIを発明者とする発明の特許権取得は困難。
- ・UKIPOのHearing Officer(H Jones)は、AIを発明者とする発明に対して幅広い議論が必要であり、そのような議論を受けて法改正が検討される可能性に言及。中長期的には、AIを発明者とする発明の特許権取得が認められる方向に議論が進む可能性がある。